

平成 29 年 8 月

事業主 各位

石川労務管理事務所

## 最低賃金の改定について

平成 29 年 10 月 1 日より、地域別最低賃金が改定になる予定です。

最低賃金は、事業所（支社、支店、営業所）の所在する都道府県により定められています。

事業所・営業所等所在地	時間額	引上額
石川県	781 円 (757 円)	24 円
富山県	795 円 (770 円)	25 円
福井県	778 円 (754 円)	24 円

括弧書きは平成 28 年地域別最低賃金額です。

### ●最低賃金の対象となる賃金

○毎月支払われる基本的なものに限られます。

○次の手当は除外されます。

- ① 精勤手当、皆勤手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当
- ② 賞与等
- ③ 時間外（残業）手当、休日出勤手当、深夜勤務手当

●日給の場合は、時間額に換算して、比較して下さい。

月給の場合は、月額給与を 1 ヶ月の所定労時間数で除した金額と比較して下さい。

●最低賃金を下回る賃金を支給した場合には最低賃金法違反になり、50 万円の罰金が科せられます。

●産業別（特定）最低賃金の対象となる業種は、別に定められます。（地域別最低賃金より高くなります。

○主な業種 紡績、染色整理、電気機械器具製造業、自動車部品製造業、電子部品、デバイス、情報通信機械器具製造業、百貨店、スーパー（平成 29 年 12 月頃 改正発効日が判明します。それまでは、現状のまま）

金属素形材製品・ボルト・ナット等その他の金属製品製造業（現状のまま 日額 6,102 円 時間給 763 円）

中小企業で生産性向上のための設備投資を行い、事業場内の最低賃金を一定額以上に引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する「業務改善助成金」が大幅に拡充されました。

詳細については、弊事務所担当者にお尋ね下さい。 ☎ 076-241-2573

E-mail [info@sharoshi.jp](mailto:info@sharoshi.jp)